

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

意見陳述書

2023（令和5）年9月27日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人 日野 正美



1 はじめに（本訴訟提起の経緯）

控訴人の日野正美です。私は石巻市内の女川原発から約20kmの場所で暮らしています。

2011年3月に発生した東日本大震災の地震、津波と、福島第一原発事故を経験し、石巻地域の復興活動と共に、石巻地域の方々と福島第一原発事故に由来する放射性汚染廃棄物の焼却処分に反対する活動も行ってきました。この活動を通して、命、健康、生活、及び環境を破壊する放射性汚染廃棄物の実態から、女川原発で事故が起きれば取り返しの付かない事態になることを改めて感じました。

そして、「女川原発の避難計画を考える会」に参加して、調査検証した中で、避難計画に実効性のないことが確認でき、このことを争点とした女川原発再稼働差止を求める訴訟を提起しました。

2 原発の本質（危険性）を考慮しない一審判決

私たちは、2022年12月4日に元福井地裁裁判長の樋口英明氏の講演会に参加して、原発の本質（危険性）について、改めて学びました。

「原発は、水と電気を送り続けなければならないこと。停電しても、断水してもメルトダウンとなること。何があっても人が管理し続けなければならないこと。」

「人が管理できなくなると事故が起きたときの被害の大きさは想像を絶

すること。」

「福島第一原発の事故がこの程度で済んだのは、『2つの奇跡』、すなわち、①「2号機の格納容器のどこかに脆弱な部分があり、そこから圧力が漏れて大爆発に至らなかった」ことと、②原子炉の中にあったウラン燃料がたまたま使用済み核燃料貯蔵プールに入れられており、使用済み核燃料貯蔵プールに隣接する原子炉ウエルにシュラウドの取り替え作業のために普段は張られていない水が張られ、使用済み核燃料貯蔵プールと原子炉ウエルを隔てている仕切りがなぜかずれるという本来あってはならないことが起き、原子炉ウエルから使用済み核燃料貯蔵プールに水が流れ込んだことによるものであることを明らかにしました。このような原発の本質（危険性）に照らせば、原発の運転は深層防護第1層から第5層が貫徹された時のみ例外的に許されるはずです。

一方で、一審判決は、「原告らの大事故の具体的危険の主張・立証」が先との論で、避難計画の実効性について判断を下しませんでした。今述べた原発の本質（危険性）に照らせば、第1層から第5層の防護のどれかが十分でないことを主張・立証すれば足り、「大事故が起きる具体的危険性の主張・立証」は不要であると考えます。

3 原子力基本法第2条（基本方針）「第3項」と矛盾する一審判決

原子力基本法が改正され、第2条（基本方針）に「第3項」として新たな内容が追加されました。

抜粋すると概ね「国及び原子力事業者が安全神話に陥り、福島第一原発の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」という内容です。

一審判決の考え方は、同項の「大事故発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という考え方とも矛盾します。

4 2020年8月の住民説明会での東北電力担当者の回答からしても「大事故の発生は否定できない」ということは公知の事実である

2020年8月に宮城県が開催した住民説明会で、控訴人の一人が、東北電力の担当者に「女川原発は放射性物質が漏れを起こすような事故は絶対に起こらないと言えますか」と質問しました。東北電力の回答は「(女川原発で放射性物質が漏れを起こすような) 事故は絶対ないとは言えな

い」というものでした。

原子力規制委員会は「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが防災に対する備えの基本」と述べ、「大事故の発生は否定できない」ことを認めております。

原発を有する自治体に法律で避難計画の策定が義務づけられているのは、「大事故の発生は否定できない」からであり、このことは公知の事実です。

5 避難計画が杜撰であることは明らかである

一審で私たちが主張しているとおり、避難計画が杜撰であることは明らかです。退域時検査場所の一つである「鷹来の森運動公園」には、石巻市民だけで67,469人が押し寄せ、他の市町も入れると約90,000人強の住民が押し寄せることになっています。

一審判決後の6月2日、東松島市と同市議会は、宮城県に対して鷹来の森運動公園へ通じる県道や出入口の二車線化などの拡張を要望しました。しかし、二車線化が実現したとしても、出入口が一箇所しかないのであれば、やはり渋滞解消は期待できません。渋滞に巻き込まれれば、何日もの間、車の中で拘束されます。放射性物質にさらされる危険性だけでなく、高齢者や要支援者の体調の悪化が予想されます。

法律で定められた避難計画に実効性がなく、避難計画に従うことが生命健康に重大な悪影響を及ぼすことになるのであれば、それを指摘するのは裁判所の役目のはずです。

6 避難計画は「津波避難計画」と矛盾する

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について 南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化することが必要であるとして、日本海溝・千島海溝地震対策特措法が改正され、「北海道・三陸沖後発地震注意報」が2022年12月16日から運用を開始しています。

それに伴い、「津波避難計画」では、津波避難の対象地域や避難場所等の見直し等ハザードマップの大幅な改訂が示されています。

原発事故における広域避難計画は、「自家用車での避難」を基本にしています。この点で、原則徒歩で避難するという津波避難の行動原則は、原発事故の避難計画と矛盾します。原発事故が地震、津波の災害と同時に起き複合災害となることは、福島第一原発事故で明らかです。このように原

発事故における広域避難計画と津波避難計画との調整すら未了なのです。

7 被控訴人は、避難計画の実効性の中身についての議論を避けたいだけである

被控訴人は控訴審においても、控訴人らが女川原発の再稼働に伴う具体的危険性について何ら主張立証していない等という主張を繰り返し、避難計画の実効性の中身についての議論を避けています。被控訴人が避難計画の実効性の中身の議論を避けるのは、控訴人らの同立証が尽くされ、太刀打ちができないからです。

これまで述べているとおり、控訴人らとしては、第1層から第5層の防護のどれかが十分でないことを主張・立証すれば足り、「大事故が起きる具体的危険性の主張・立証」は不要であると考えます。

また、被控訴人は控訴審において、いくつかの裁判例を引用し、避難計画の実効性が欠けることをもって原発の稼働を差し止めることはできない旨主張しています。しかし、被控訴人が引用する裁判例はいずれも、避難計画の前提かつ判断要件が「第1層から第4層までの防護がいつ（切迫した時期に）どのような原因と経過で破られるか」か、それとも「大事故があり得ること」か等という問題に深く検討したのではなく、本件とは全く主張内容や争点が異なるものです。本件でこそ、この争点について判断されなければなりませんし、裁判所にはそれを強く求めます。

8 実効性のある避難計画は原発の運転が許容される絶対条件である

これまで、避難計画の実効性について行政や女川地域原子力防災協議会でも審査されてきませんでした。司法も審査しないとなれば誰も実効性について審査しないこととなります。裁判所は住民の人格権侵害を防止する「人権の砦」です。住民の不安を解消するためにも、避難計画の実効性について裁判所は明確な判断を示すべきです。

今ある避難計画の策定に私たち住民は加わっていません。宮城県の避難計画も石巻市の避難計画も、現地で計画どおりに実行できるかどうか確認したのではなく、「机上の空論」です。

私たちは、仙台高等裁判所が、住民の生命と身体を守るための「人権の砦」としての役割を十分に自覚し、公平かつ徹底した審査を行い、明確な判断を下すことを切望します。

以上